

令和5年度 社会教育委員会議第6回定例会議事録（摘録）

1 日 時 令和5年12月26日（火） 午後6時30分～午後8時40分

2 場 所 高津市民館 大会議室

3 出席者

(1) 委 員（◎が議長、○が副議長）

森島委員、吉村委員、金丸委員、齋藤委員、山本委員、石川委員、大津委員、高森委員、井口委員、秋元委員、丹間委員、◎中村委員、和田委員、○奥平委員、河村委員

(2) 事務局

大島生涯学習部長、山口生涯学習推進課長、米井生涯学習推進課担当課長（事業調整）、竹下文化財課長、関生涯学習推進課課長補佐（管理・振興）、小柳津文化財課課長補佐、小林職員、柳尾職員、小田職員

4 議 題（すべて公開）

(1) 報告事項

① 専門部会報告 【資料1】

② 第65回全国社会教育研究大会宮崎大会報告 【資料2】

③ 第54回関東甲信越静社会教育研究大会栃木大会報告【資料3】

④ 令和5年度平和教育映像教材等連絡調整会議報告【資料4】

⑤ 「川崎市文化財保存活用地域計画(案)」について【資料5-1】【資料5-2】【資料5-3】

⑥ 市民館・図書館への指定管理者制度の導入に向けた検討状況について【資料6】

5 その他

6 傍聴 10人

【事務局】 それでは、定刻となりましたので始めさせていただきます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、御報告をさせていただきます。

この会議は市の審議会等の会議となっており、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」に基づきまして個人情報に関わる事項を除き、公開が原則となっております。会議の内容や発言をされた委員のお名前も公開の対象となりますので、御了承をいただきますようお願いいたします。また、本日は傍聴の方もいらっしゃっておりますことを、併せて御報告させていただきます。

本日の委員の出席状況は、20名中13名の委員の皆様にご出席をいただいております。委員の定数の半数以上となっておりますので、本日、川崎市社会教育委員会会議規則第4条に基づきまして、会議が成立していることを御報告いたします。

なお、本日の会議は、会場の都合もございますので、遅くとも20時30分とさせていただきます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

< 資料の確認 >

また、令和5年度第5回定例会の会議録(案)につきましては、事前にメールでお送りさせていただいているところでございますが、こちらのほうで確定させていただいてよろしいでしょうか。

< 確認のうえ、承認 >

それでは、早速、議事のほうに入らせていただきます。以降の議事運営につきましては、議長をお願いしたいと思います。

中村議長、どうぞよろしく願いいたします。

【中村議長】 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

2 報告事項（1）専門部会報告について事務局からお願いいたします。

< 事務局から専門部会報告について、資料1に基づき説明 >

【中村議長】 ありがとうございます。事務局からの説明について、何か、御質問、御意見があればお願いいたします。

【秋元委員】 資料の6ページ目、図書館専門部会の報告書の主な意見の6について、認知症等の展示や取組も行っていることを追加したほうが良いという、これは流れから見て、どういうことかなと思ったのですが、たまたま12月15日に公開された専門部会の議事録を拝見しまして、検討事項で認知症の話が出ていて、それを読んで分かりました。専門部会についても議事録を読むと背景や文脈がはっきり分かるので、社会教育委員会

の議事録と同じように公開をぜひ進めていただけるとありがたいと思います。

もう1点、市民委員の募集チラシの関係ですが、市民委員として参画する会議内容、発言氏名、内容が公開対象になりますというのは、市民委員の募集のチラシの最後の辺りに記載して、事前にお知らせしておいたほうがいいのではないかなと思います。私自身も以前、図書館専門部会に所属しておりましたので、どんどん専門部会の議事録が公開されることはいいことだと思うのですが、やはりそこに名前が何々委員の発言と議事録が公開されるのであれば、もしかすると市民委員募集チラシで明示して欲しかった、という方もおられるのではないかとも思いました。

【中村議長】 ありがとうございます。今、秋元委員のおっしゃった専門部会報告についてですが、事務局はとても頑張ってください、12月15日から全て公開されています。2年分公開されていますので、ぜひ皆様に見ていただきたいと思います。いろいろなところを見て、お互いに勉強し合えると、とてもいいと思っています。事務局に要望を出していけば、検討してくださるので、皆さんの御意見はすごく大事です。ほかに何かありますか。

【和田委員】 社会教育委員会議のウェブサイトを見たら、各専門部会の会議録とか会議資料が掲載されるようになって、いいなと思って読みましたが、専門部会の報告書が多分あると思うので、それがアップされているといいなと思いました。また、2年間というと、少し足りないかなという感じもします。スペースの問題もあるかもしれませんが、社会教育委員会議で前に作っていた研究報告書はかなり前のものを読むことができますので、会議録とかもせめて10年ぐらいあるといいかなと思いました。

また、市民館のウェブサイトについて、各市民館で掲載されている内容が結構ばらばらで、専門部会委員が明らかになっている館もあれば、それがなかなか見えにくい館もあります。もちろん各市民館の特性や独自性を尊重しながらにはなりますが、もう少し統一した形で市民館のウェブサイトをつくっていただければいいなと思いました。社会教育会議のサイトに行く人もいるかもしれませんが、恐らく市民館の利用者は、市民館のページに行くと思いますので、市民館のウェブサイトのほうに、議事録なり、専門部会の報告があるといいかなと思います。

【中村議長】 御意見をありがとうございます。このように意見を出していけば、少しずつ変えていってくださいますので、10年分を一度に載せるのは難しいかもしれませんが、少しずつ載せていただければありがたいと思います。

ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

続きまして、報告事項(2)第65回全国社会教育研究大会の開催報告について、大会に御出席くださいました、奥平副議長から御報告をお願いします。

【奥平副議長】 11月8日から10日まで宮崎県のほうで開催された、全国大会のほうにお邪魔してまいりました。全体会の中で、表彰式がございまして、今回私のほうが10年川崎で社会教育委員をやらせていただいたことを受けて表彰いただけるということで、

御推薦をいただきましたので、その授賞式に参加していくことと合わせて、本大会と分科会にも参加してまいりました。表彰そのものに関しては、大変光栄なことごさいます、皆様と一緒に勉強してきたこと、あるいは、事務局の方から御支援いただいたことがその結果になったかなと思っておりますので、深く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

内容に関して、私はあまり予備知識なく宮崎にお邪魔したのですが、神の国宮崎ということで、そういう神話の話とか、若山牧水の話なんかを交えた対談等で宮崎県の御紹介をいただいた後、初日のシンポジウムの中では、資料9ページのほうに記載させていただきましたが、テーマが「つなげる」というようなことでしたので、ここにあるようなシンポジストの方たちのシンポジウムのお話を伺いました。見ていただくと分かるように、宮崎というか、九州全県、各所にいらっしゃる社会教育に携わっていらっしゃる方が、それぞれのお立場から御意見をされています。この中でも社会教育事業を継続することの難しさというか、課題というようなことをしきりに議論がされていると思っておりますが、すごく熱意のある代表者の方たちでしたので、人を主体的に動かしていくためにとにかくやってもらう、声を聴く、情報発信をしていくというようなことを御説明いただいていたかなと認識をしています。

翌日、午前中は、分科会ということで、私は、第四分科会というところにお邪魔しました。ここのテーマが「地域課題を解決しにぎわいを創出するための社会教育の在り方について」ということで、こちらも九州で事業をされている二つの団体の事例に基づいて、事例の発表と質疑応答が行われておりました。ここにも記載をさせていただきましたが、私は個人的に、こういった団体の活動の継続性みたいなものをどういうふうに担保していくかということが非常に大事だなと思って関心があります。ボランティアグループさきえさんの会というところが、資金源は会費の500円だけというようなことでしたので、会場もすごく驚きの声が上がっていました。どうやってそれで運営を継続しているのかということについては、関わっていらっしゃる方たちの熱意と、行政に対する非常に良好な関係性を維持して、いろいろな助成金のアドバイスをいただいたり、援助をいただいたり、行政の受託事業も少しやられているということでしたので、そういったことで活動を継続されているということでした。行政と市民の方の近さというか、コミュニケーションのよさを感じることができました。

もう1つの事例は、一般社団法人パレットというところの事例でした。ここは起業されていて、事業として、会社として、この社団法人を立ち上げられて、観光というものを資源にして、人を集めていこうという仕組みを構築しているということでした。代表の方御本人も認めていらっしゃるのですが、社会教育の枠組みということで活動しているわけではなく、結果的に多くの人が集まり、地域の人たちが支え合って、地元の2代目のオーナーみたいな方たちが集まって、外から人を連れてきて、まちを盛り上げようという活動を、すごく意識的にやっていたので、とても印象に残りました。先ほどの事業の活動の継続性ということと言うと、収益を上げていくことを前提にしてやっているということから、一定程度その資金的な継続性というのは見られるのかなと思つて、非常に関心を持っていました。観光というのは一時的なものがありますので、定住者を増やしていきたいという活動につなげていくには、少し課題もあるのかなとい

うことで、今後、個人的にも注目していきたいなと思いました。

事務局の柳尾さんに2日間アテンドいただいて、御支援いただきましたので、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

【中村議長】 何か御意見とかございますか。よろしいですか。

続きまして、報告事項（3）第54回関東甲信越静社会教育委員研究大会栃木大会出席報告について、事務局からお願いいたします。

< 事務局から第54回関東甲信越静社会教育委員研究大会栃木大会出席報告について、資料3に基づき説明 >

【中村議長】 ありがとうございます。何かありますか。

続きまして、報告事項（4）令和5年度平和教育映像教材等連絡調整会議報告について、会議に御出席いただきました井口委員から御報告をお願いします。

【井口委員】 報告させていただきます。こちらについては、私が出席するのは2回目になりますが、1つ1つ15分程度じっくり見ながら、それに対して出席の委員からコメントをするといった内容で、かなり専門的な知見を含めて、購入すべき、するべきでないというところの意見を結構しっかりと行って、その上で選定がなされていくというところで、非常に意義のある会だなと感じました。資料として15ページ目から、5万円以上の作品のリストが載っています。2、3、4番とかは、暴力的な要素がこれ自体に含まれていて結構強めの批判もあつたりとか、結構いろいろなコメントが出ていたなというところと、個人的には、6番の「うみとりくの からだのはなし」というビデオが非常印象に残っておりまして、全然私も知らなかったのですが、このビデオ自体が、子ども向けに身体的な接触についてどういうふうを考えるべきかというところが、非常に分かりやすく解説されたビデオだったかなと思います。かわいいキャラクターが出てきて、ストーリーもすごく面白くて、こういうビデオがあると知らなかったので、私自身もすごく学びになったなと思っています。

【中村議長】 ありがとうございます。何か、御質問や御意見はありますか。これは選定されるとどうなっていくのですか。

【井口委員】 川崎市の平和教育教材を購入されますと、市民の方が自由に貸出しを受けて無料で閲覧できるようになると理解をしております。

【中村議長】 各市民館に入っていくということですか。

【事務局】 事務局のほうから御説明させていただきますと、選ばれました視聴覚教材につきましては、総合教育センターの中に、視聴覚ライブラリーという、教材等を一括で管理しているところがございまして、そこに購入されて、所蔵リストという形で各学校や市

民館のほうにリストが共有されます。学校からの要請に基づいて学校のほうに教材として、通送便でお送りさせていただいたり、また、市民の方につきましても、登録が必要ですが、市民館窓口で貸出しを受けるようなことができるようになっております。

【中村議長】 ありがとうございます。ほかはよろしいですか。

【和田委員】 実際にどれぐらい利用されている感じですか。

【事務局】 すみませんが資料を持ち合わせていないので、お調べして、次回もしくはメール等でお伝えさせていただきたいと思います。

【和田委員】 今、井口委員が言った「うみとりくの からだのはなし」なんかは、とても性教育は大事だと思うので、これまでのいろいろな講座を見たときに、このような映像を見て何かするというのは、あまりないような気もしたので、むしろ積極的に広報をしたり、これを使った学習なんかが展開されるといいかなと思いました。

【中村議長】 ほかはよろしいですか。では、続きまして、報告事項（５）「川崎市文化財保存活用地域計画(案)について」所管課から御報告をお願いします。

＜ 所管課から川崎市文化財保存活用地域計画(案)について、資料５－１から５－３に基づき説明 ＞

【中村議長】 １００ページ以上にわたる大作を、社会教育委員の意見も踏まえてまとめてくださりありがとうございます。何かございますか。すぐには出ないかもしれませんが、ご意見がありましたら、意見書で出すか、ホームページのほうからお伝えしていただければよいかと思います。よろしいですか。

では、続きまして、報告事項（６）市民館・図書館の指定管理者制度の導入に向けた検討状況について、所管課から御報告をお願いいたします。

＜ 事務局から、市民館・図書館の指定管理者制度の導入に向けた検討状況について、資料６に基づき説明 ＞

【中村議長】 ありがとうございます。何か御質問や御意見はございますか。

【和田委員】 検討している最中のものを出していただいて、また、意見を聞こうという姿勢を見せていただいて、まずは感謝申し上げます。ありがとうございます。その上で幾つか質問、意見を言いたいと思います。

１点目、３の運営に関する基本的な考え方のところ、市民の学習意欲を高める事業展開とあります。市民というのは既に学習意欲があるという場合もあって、むしろ社会教育での学びを通じてその意欲を形にしていこうとか、自治の担い手になっていくと

というのが社会教育の学びの重要なところで、全般的に学びの消費者になっているという感じがやはりあって、市民の位置づけということについて考えてほしいなと思いました。

2点目、指定管理を導入する上で、経費の縮減というのはいわゆる重要なポイントになると思いますが、これは単にリストラするという意味ではないという話はずっと聞いてきました。だから逆に言うと、先ほどスマホ講座は全7回に増えたみたいな話があったように、努力をしても学びの要求に応えたいがゆえにコストが増えるということがあるような気がします。その辺りについてどう考えておられるのかというのを聞きたいです。

3点目、7の人員配置について、やはりここは指定管理者制度になったとしても、これまでの市民館の質を守っていく上で一番重要なところであり、市民の方も関心を持っているところだと思っているので、そういう観点から専門性の継承というところについて聞きたいです。職員のところに1名以上は社会教育主事資格保有者を配置するとなっていて、現状の市民館は0人から3人といろいろあったと思いますが、現状で0人ということは良くないわけで、例えば1名取りあえず非正規でもいればよいというように捉えられかねないと思います。だから総括責任者についても社会教育主事を持っているか、社会教育士であってほしいなと思います。着任時点では持っていないとしても、積極的に社会教育主事を取らせるというか、行政がやっぱりバックアップしてほしいと強く思いますし、積極的に取得をしてほしいと思います。例えば市民館分館長と図書館の館長が兼任できるということですが、これも市民館と図書館で指定管理の入れ方とか中原図書館を中央館にするとか異なる部分がありますよね。社会教育主事と司書資格は違うので、両方持っていてほしいなと強く思います。人員配置の専門性という点で、取らせる資格について、もう少し考えてほしいということと、専任職員に社会教育主事資格を持ってもらうようにする、そこのところはしっかりとやってほしいなと思います。

4点目、8の市民館等運営に関する業務について、この社会教育振興事業要綱というものに基づいて事業を実施するようになっており、第2条に「社会教育振興事業の実施にあたっては、民主主義の精神にのっとり、平和と基本的人権を尊重し、市民が自らの学びを創造する豊かで活力のある地域社会の実現をめざす」と書かれています。とてもよい文章だと思いました。社会教育ではユネスコ学習権というのがよく言われたりしますが、学習というのは市民の権利でもあります。全般的に見ていく中で、民主主義とか平和とか基本的人権とか、あるいは地域社会の実現とか、そういうワードがあまり見えなかったのが気になって、前提だからいいやとなっているかもしれないですが、やはり社会教育の前提としてすごく大事だし、川崎の社会教育が大事にしてきたところだと思いますので、もう少しこの仕様書の中にも入っているといいなと思います。学習権を保障するというそういう観点をもう少し強く打ち出してほしいと思いました。これは要望しておきます。

5点目、5ページのところの一般的な社会教育振興事業の進め方で、事業の進め方フローというものが出ています。住民の方の心配に対してこういう形で応えられるのではないかというふうにおっしゃっていましたが、住民の方が心配しているというより、もっと社会教育行政に協力したいというか、参加したいというか、これまでの私たちが取り組んできた研究報告書でも、市民と行政による参加と協働で社会教育をやっていた

いということが書かれています。そういう点で、例えばこのフローを見たときに、専門部会や社会教育委員会議、あるいは市民がどう関わるのか見えなかったのも、その辺りをお聞きしたいです。指定管理者と区だけで何でも決めてしまうと誤解されたらもったいないと思います。

6点目、19について、指定管理者制度の施行を心配している人の中には、行政の関与というか、責任が後退してしまうのではないかという不安があると思います。指定管理者に取りあえずリスクを負わせるというふうにならないような、指定管理者任せにしないようにしていただきたいと思います。機械的に仕様書の負担者を変えろという意味ではなくて、これは現行でいいと思いますが、心構えという点で、運用において、指定管理者任せにしないというか、リスク分担をあまりにも機械的に形式的に考えないほうがいいのではないかなと思います。

7点目、20について、市民館の専門部会や図書館専門部会における業務というところで、館長が出席するとなっています。館長が十分知っている場合もあると思いますが、事業を担当している講座の責任者というか、むしろ館長でなくて担当者のほうがうまく話ができるということもあるような気もするので、館長以外のほうがベストの場合にはそういう人に出てもらいたいような、そんな工夫があってもいいのではないかなと思いました。

8点目、同じく20番のところ、今日も図書館の話は結構出されたと思いますが、秋元さんは図書館に詳しくて、毎回議事録を読んでも、すごく細かい点も含めて言ってくださっています。社会教育委員会議の学識枠は、必ずしも図書館の専門委員ではないですよ。もちろん市民にとって日常的に図書館を利用してとか、関心があるということはあると思いますが、評価とかモニタリングとかそういうことに関わってくると、社会教育委員会議の中にも図書館の専門家が1人いるとまた違ってくるのではないかなと思いました。

9点目、21について、利用者懇談会をやるというのは、これもいいなと思いました。ただ聞いて終わりというのではなくて、フィードバックする仕組みがあるといいなと思いました。

10点目、22のモニタリング・評価に関しては、運用の部分になってくるかなと思いますが、専門部会とか社会教育委員会議がどのような役割をそこで果たせるのか、今のビジョンでもいいのかということをお聞きしたいということです。

最後に図書館について、僕は図書館の専門家ではないので、図書館についてまた知人の研究者に聞いたり、自分でも読み込んで質問したいなと思いますが、今日聞いた限りで言うと、中原図書館の業務量とか仕事量が増えないかなという心配があります。特に指定管理者制度導入の最初のときはいろいろ混乱があるかもしれないので、中原図書館に対するフォローはどう考えているのかお聞きしたいと思いました。

【米井生涯学習推進課担当課長】 基本的な考え方のところについては、御意見をいただきましたので、検討させていただきます。

経費の縮減については、これから予算をどういうふうに立てていくのかということをお聞きしたいと思っておりますが、一定の指定管理料にはなってしまうので、そ

の中でしっかりとやっていただけるようにしていきたいと思っています。市民館・図書館のあり方に基づいて、充実させるために今回やっていますので、単に指定管理者に市民館をまるごとお任せするのではなく、区には生涯学習支援部門を設置する予定です。区の生涯学習支援部門は、単にモニタリングをするだけの存在ではないと考えていますので、そことうまく連携をしながら事業の充実を図っていくということを考えています。

【山口生涯学習推進課長】 少し補足させていただきます。基本的に指定管理料があるので、事業者は其中で運営していく形になります。そのため、経費の縮減といっても、必要な経費を下げて行政コストをカットすることが目的ではなく、与えられた指定管理料の中で事業者として最大限の効果を出すことを求めているものになります。つまり、事業展開をするに当たって、掛かる経費を考慮せず事業を行うのではなく、経費を考慮したうえで、効率的・効果的によい事業を展開してもらうことになります。

【米井生涯学習推進課担当課長】 人員配置については、おっしゃるとおり館長や総括責任者に専門性をどこまで持たせるかというのは、同じように考えましたが、事業だけではなくて、運営であったりとかその館全体を回していくこと、指定管理館、今回高津であれば、本館と分館もあつたりするので、マネジメント力のほうを重視させていただきたいということで、現在専門性は入れていない状況になります。もう少し検討します。

【和田委員】 社会教育主事を取る過程で、社会教育経営論みたいな授業もあつたりもするので、教職免許みたいに何でもあるような資格ではないので、ぜひ前向きに検討してもらえればと思います。持っているだけでも視野も広がるかなと思います。

【米井生涯学習推進課担当課長】 PPPプラットフォームで事業者の方と話をしたところ、実際に運営していく中で必要な専門性というものを担保していくために、職員の資格取得を促していくというような事業者もありましたので、なるべく増やしていく方向に考えてもらえるとありがたいなと考えているところです。職員のところについても、おっしゃるとおり1名以上と書いてあるのが、例えば1か月に1回しか来ない人になることは勘弁してほしいと思っているので、そこはいろいろと考えたいと思います。

事業実施については、一般的なフローを今回はお示しさせていただいています。例えば企画委員が関わる事業や市民自主学級や市民自主企画事業などは、個別に考えていきたいと思っています。

社会教育委員会議専門部会の出席については、館長は少なくとも出席をして、その館全体の話をしてほしいと考えていましたが、職員も必要に応じて参加をしていくということで考えているところでございます。

利用者懇談会等が出てきた内容については、指定管理者の方がすぐにできることはすぐに取り入れてもらったり、例えば社会教育委員会議市民館専門部会でしっかりと話をして共有をしていくとか、あとは最終的にモニタリング評価のところはどう入れていくのかということ、設計をしているところでございます。

中原図書館のフォローですが、中原図書館は今も他の市立図書館のフォローをする立

場で頑張ってくれています。指定管理を入れた当初はモニタリングをする直営館も含めて多分混乱をすと思っていますので、中原図書館だけではなく生涯学習推進課も一緒になってしっかりとフォローができる体制を持っていきたいと思っています。

【和田委員】 モニタリングと評価はすごく大事なところなので、単に量的にならずに質的なものも含めて丁寧にやっていただきたいなと思いますし、指定管理者が実施する自主事業なんかも公益性があるかは大事ですが、変に商業的にならず、いい意味での川崎の社会教育というか、大事なこれまでやってきた川崎の社会教育らしさを大事にしながらいい事業をしてほしいなと思います。

【山口生涯学習推進課長】 資料を見ていただくとわかるように、結構市の関与を残すような制度設計に努めてきたつもりです。和田先生がおっしゃるように、業務が膨らんでしまうことは想定されるので、モニタリング業務についての人工計算をし、しっかりと人員配置には努めてまいりたいと思いますが、そういったことにつきましては全体の考えもありますので、今後調整してまいりたいと考えております。

【井口委員】 御説明ありがとうございます。私も重複しますが、アイデア段階のところから意見を言う機会をいただいて、本当にありがとうございます。

私のほうから2点お伺いできたらなと思っています。

1つ目は、今回指定管理者導入のメリットといいますか、期待することとして、もちろん経費削減というのがあるかとは思いますが、一方で変化が早い社会情勢や技術の進歩というところにもしっかりと対応していけるような民間リソースを活用するという点も含まれていたかなというふうに記憶をしております。私個人としては、そういったところも踏まえて民間のリソースを活用してよりよいサービスを提供していくとか、社会情勢や技術の進歩なども含めて提供されていてほしいと思っています。仕様書ではそういったところをどのように促進されていくのかというところが知れたらいいなと思って説明を聞いていました。基本的には現状をとにかく変えないというところが仕様書内に具体的に指定されていて、指定管理者が独自性・専門性を活かして自主事業をする場合には自己資金によってやっていただくとの説明でしたが、無料で市民に提供していくのが難しくなってしまう仕組みにならないかなと感じています。そもそも条例上可能なのかというところが分からないですが、最低限の仕様書をクリアして今あるサービスをより効率化して経費削減してよかったねみたいなことに結果としてなると、指定管理者制度は何だったのというところになってしまわないかなと気になりました。和田委員からもあったような、資格取得を支援することはできないのか、というところにも似た感じかなと思うのですが、市民の日常とかニーズに沿った豊かなサービスを提供していくことを支援するような仕様というか、運用がなされるとすごくいいのではないかなと思いました。現時点で自己資金のみというところを、独自事業も自主事業も支援を促進できるように一部経費負担、何%ぐらいまでとかいうような形でやることによって、より事業者もそういったことをやりやすくなっていくような形も、もしできたら御検討いただけないかなと思いました。

もう1点、評価に当たってというところで、自己評価項目とか利用者の懇談会を義務づけるというところもあったと思います。そういったところでアンケートを行うとか聞いていく点とか、自己評価項目となっている項目について、仕様で市のほうから一定程度指定をしていくというか、民間の創造性とか専門性を活用した自主事業を推進していく上で、こういったことをやったということ自体がちゃんと評価につながって、市民サービスの豊かさが向上したということが事業者にとってもプラスになっていくということが認識できる仕様なのかというところです。そういったことを促進する方法で、もし変えられる点や、御検討されている点があれば教えていただきたいです。

【米井生涯学習推進課担当課長】 指定管理者に求めたいものとして、もちろん自主事業はありますが、基本的に大切にしてもらいたいものを仕様書に書きつつも、事業のやり方や、行政が弱い部分である広報について、うまく民間のノウハウを使いながら実施してもらい、利用者に市民館をよりよく使ってもらえるような働きかけをしてもらいたいと考えています。指定管理者には自主事業だけではなくて、本来業務の中でも民間ノウハウを活用して、利用者に更に利用してもらえるような工夫をしてもらいたいと考えています。自主事業については、無料で実施すると指定管理者の人件費ばかりが出ていくことになってしまいますので、こういった形で実施してもらうのか、また、本来業務のほうも指定管理料が低廉だと、良い事業展開や運営ができないと考えますので、行政の中で指定管理者にどこまでやってもらうのかの検討が必要と考えています。指定管理料を確保しながら、こういったことを市民館・図書館の中でやっていってもらいたいということを指定管理者に説明していきたいと考えています。指定管理料の中に一部自主事業の金額を入れていくかどうかというのは、今いただいた意見も踏まえながら関係部署と調整を図りながら検討させていただければと思います。

【山口生涯学習推進課長】 補足ですが、基本的に自主事業については、我々が例えば1億でお願いします、2億でお願いしますとなった指定管理料の中でやりくりをしますので、その中でいろいろな発議があって、こういうことをやってもっと集客を増やしたり、一定程度の利ざやを稼いだり、効率をアップしたりというようなところについての自主的な発想については、その中でやるというのが原則です。指定管理になると、自主事業なのか本来事業なのかという微妙なラインのものは結構あって、そういうものをうまく調整しながらやりますが、指定管理料は一定ですので、その中でより充実した提案をしてきた事業者が選定されていくというような形になります。

今回の説明については、これまでのことをきっちりやってもらうということを仕様書に明記した上で、民間ノウハウによる工夫で市民館を発展的により良くしていくということに主眼を置いています。発展的なところについては、事業者が考えて提案していくことが指定管理制度になりますので、その部分については募集の説明会などでもしっかりと説明していきたいと考えています。

【丹間委員】 私もいくつかの自治体で社会教育委員をさせていただいていますが、まずはこのような形で、仕様書の段階で社会教育委員会に御報告いただけるということはなか

なかないことですので、社会教育委員としてお礼を申し上げます。

私は社会教育委員の立場から、3つほど質問と意見をさせていただきます。

まず1つ目、やはりこの3ページの3番の基本的な考え方はとても大事だというふう
に考えております。ただ、社会教育委員会議で議論した内容、例えば昨年度、社会教育
に関する諸計画として議論させていただいたような生涯学習活動の方針ですね。こうい
ったものが書かれていないですよね。また、教育振興基本計画というの、ここには言
葉としては出てこないということです。これは、テクニカルな問題でここに書いていな
いということでしょうか。書けるのであれば、そういった基本的な計画や方針を書いて
おく必要があると思いました。なぜかと申しますと、指定管理の期間というのが5年間
と決まっていたときに、一方で市民の学びというのは我々が方針を昨年度議論したとき
にも、やはり10年後の社会を見据えるとか、人生100年時代を考えるという議論を
したとおり、かなり長い目で事業を構想して展開していかなければならないというこ
とです。今のところはタイムリーな話題とか市民ニーズに対応したということですが、
そうするとどうしても単年度事業みたいなものがイメージされがちですので、
先ほどの和田委員の意見と重なりますけれども、やはりそういう長い目で見た事業を、
社会教育に関する計画をもとにしながら、時間をかけて、年度を超えて行っていくよ
うな事業を引き続き大事にさせていただきたいということです。

2つ目は、先ほど和田委員からもありましたが、職員の研修や資格要件というような
部分に関して、7番に、必要な研修を行うとシンプルに書いてありますが、この必要な
研修を誰が実施するのかについてです。指定管理者自身が行うのか、教育委員会が行
うのか、外部研修を利用するのか、あるいは県や国の連盟の研修を活用するのか等々、様
々な研修の在り方があります。その研修に出かけていく上では、通常の業務に支障がな
いように配慮が必要ですので、ぜひ指定管理者の職員の方たちが、長い目でスキルを上げ
ていけるような手法をぜひ書き込んでいただくことが大事だと思います。指定管理に
応募していただく上での条件は、もちろん1年以上とか50%以上というのは書いていた
だいた上で、管理者が期間中に有資格者を増やしていくことができるようにして、次期
の指定管理も応募できるというふうにする。指定管理者の今後にもつながるように、何
しろ長い目で見ていくということが大事です。それは先ほど井口委員がおっしゃったよ
うな事業者にとってのプラスやメリットということにもなってくると思いました。

それから、最後3番目は20番や22番に関わる議論です。指定管理者と市と、それ
から市民、そして社会教育委員とでしっかりと情報や課題を共有しながら進めていく
ということが大事だと思います。和田委員が提起したように、館長だけではなくて職員
も出席してほしいとか、そういった実務的な要望も出てくるかもしれません。事業評価
に関しては、評価結果を公表していただくのですが、ぜひそれを実務的には専門部会や
社会教育会議に報告していただくというようなルーティンを築いていただくとう
いふことではないかというふうに思いました。

【秋元委員】 私は2点、要望がありまして、仕様書において選書と広報を明文化していただ
ければと思います。なぜかという、図書館学の専門家でランガナタン博士というイン
ドの図書館学の父と言われる方で、この方が図書館館長で一番大事な仕事は何かという

と、選書と広報であるというふうには述べられました。これを受けて、1つは選書を仕様書に明文化していただきたい。具体的に言うと、私はたまたま参加させていただいた令和3年度第2回の図書館専門部会のときに、やはり委員の方から「麻生に私は住んでいるが、麻生と、多摩や川崎の市立図書館にどういう違いがあるのか、特徴はないのか。」と、いう質問がありました。それに対して中原図書館の小島館長から丁寧な御説明がありました。「日本十進分類（NDC）で、幸は第5部門、技術、料理、手芸、裁縫、建築関係を主にします。それに対して、宮前は第3部門の社会科学、そして第8部門の言語学、語学関係を担当します。そして麻生については、第1部門の哲学・宗教及び7部門の芸術関係、ここを主にやります。例えば読者の方からリクエストが1冊あったときに、これは宗教なので麻生図書館さんで持ちましょう。もちろん複数の場合もあるとおもいますが、分担を決めている」、という小島館長の趣旨説明がありました。これをはっきり仕様書のほうにも明示していただくことによって、指定管理者の方もはっきりとその基準に基づいて、これはうちの担当だからぜひこの本は入れてほしいということで強く言える根拠になると思います。その根拠というのは、今度改正された図書館条例の7条1項（指定管理者が行う業務の範囲）に、『図書資料の収集、分類、配列』という規定があります。ですからやはりこの条例の趣旨から言っても、資料の収集の根拠というか、この館は宗教を中心に、この館は哲学中心にしようというところを募集要項にきちんと明示して、指定管理者にお願いします。それに対して、「うちは宗教とか哲学に強いからぜひ麻生図書館でやらせて欲しい」と、いう応募があってもいいと思います。逆に、その地域の特徴に合っているかどうかを収集方針とすることは直営館ではないから採用しないではなくて、きちんと収集方針を継続・継承していただきたい。そのためにはそれをきちっと明示しておくという必要があると思います。

特徴ということで面白いなど印象に残っているのは、宮前図書館においては、「特に高齢化率が高い地域なので、特設コーナーを設けて、認知症に関する本に特徴的に取り組んでいます。」と、いう話がありました。ですから、やはりその地域によって、中原区は若い人が多い、川崎であれば工場勤務される方が多いといった地域特性があると思います。川崎市の中でも北と南、中間部によって違うとか、その辺をきちんとここの特徴、ここの地域の住民、人々はこうだという地域特性を踏まえた図書館運営、そして地域の分担にのっとった分類法が明示されて、それを見て、「うちはこの分野が得意だからやらせてくれ」というような事業会社が応募するのであれば、双方のニーズにマッチすると思います。

最後にもう1つ、広報、これもランガナタン博士が重視しているところです。私は正直よくは広報を理解していないのですが、図書館のアピール、チラシとかをこういうふうに分かりやすくやっていますよ、展示をやっていますとよく特集とかを広報しています。年末年始はこうだとか。そういうもので初めて知らなかった本に触れることができるという展示機会をさらに増やして頂きたい。中原図書館をはじめとするに40万冊ある本を全部見るわけにはいきませんし、開架式で配架されている資料は収蔵資料のごく一部でしょう。図書館長が、今これが話題となっているとして、『鎌倉殿と13人』（NHK大河ドラマ）とかそういうテーマ的なものを企画展示する事例も過去にはありました。

（頼朝の重臣である）稲毛三郎重成の特集をやったり、枳形城の特集をやったりする

う地域特性を踏まえた企画展示が今後も望まれます。身近な歴史、地理に触れる機会だと思うので、そういう展示をするなど、図書館の広報について明示していただきたいのです。指定管理館においては、図書館勤務経験者に加えて民間の書店や出版社、取次事業会社等の出身者が館長等管理職に従事することが望ましい、というような募集要項にしていきたいです。これは思いつきではなくて、『平成26・27年度 川崎市社会教育委員会議 研究報告書』（求められる図書館像—人材を活用する仕組み）を読み直したところ、指定管理制度導入は尚早という結論とともに、「全国的規模で転勤や民間の書店や出版社、物流業界からの転職なども含め、柔軟な人材の採用が必要なのではないだろうか。指定管理者制度を導入しなくとも、人材の発見と活用によって魅力ある図書館づくりを進めていく余地はある。」(P46)と記載されています。これを逆説的に読みますと、今般、指定管理制度導入が議事決定された状況において、広報及び選書を活発化するという意味で、まさにこの民間の人材活用をしていくことの有用性を示唆するものではないかなと思います。以前に読んだ『私たちが図書館について知っている二、三の事柄』（中村 文孝 小田 光雄 著、論創社）という書店経験者の方が著わされた本には、「平台と棚づくりにはマーケット対応とマーケット創造があり、そのためには平台も棚も絶えず動かす必要がある」、「書店員は担当分野の本にふれ、平積みと棚を見て、仕入れと返品を繰り返して毎日本を動かし、それにマーケット対応とマーケット創造を組み合わせることで、その分野の客層と地域に見合った選書を学んでいく。」(P175)とあります。そういう書店の方のそういう知識、経験というのは、市立図書館にある収蔵資料、これをどうやって展示すれば効果的かという企画に生かせると思うのです。せっかく指定管理制度をいろいろ研究して導入するわけですから、そのよさがあるはずだと思いますので、民間人材の活用というところでぜひ生かしていただきたいなと思います。最後に1点、『街とその不確かな壁』（村上 春樹著、新潮社）の事例を紹介させていただきます。この作品は、書店取次物流会社の経験者が小さな町の公立図書館長に転職して、そこで選書とかに知識と経験を活用するという筋書きです。これは村上春樹さんという著者〈作り手〉側の目から見た取次会社、書店、それから図書館、そういう〈取次ぎ手〉、そして、読者〈読み手〉の三者が三位一体であることを、村上春樹さんは書き手、小説家の目から見て思っているのだと感じました。この三者の連携を活かするにはやはり図書館の経験者のみならず書店、取次業の会社、そういった民間の知識、経験を活用するというので、そういう〈取次ぎ手〉をぜひ館長候補として頂きたい。必須とまでは言えないので、「取次会社、書店、それから図書館を館長候補に入れることが望ましい」と、募集要項に記載することによって、広報とか選書についてもさらなる活性化が可能になると思います。いわゆる民間人材活用という趣旨に沿うのではないかなと思ひまして、選書と広報について提案させていただく次第です。

【中村議長】 お時間が来てしまいましたので、いろいろな意見を踏まえて検討いただければと思います。

それから何人かの委員がおっしゃっていましたが、今回、これは検討中のものを出していただいています。私が議長になってから、適時性のある会議になるように検討中の物でも出してくださいということと、皆さんの意見を、どう反映させていくかと

ということが分かるようにとお願いしております。今日はもう時間がないが、後から気がついたことでも何でも、ご意見を出すようにしていただきたい。1月15日までに提出するようにしてください。

社会教育委員会議は審議会です。文化財保存活用地域計画に関しても、私たちの意見を反映してくださっていますので、意見を出していくことがとても大事です。よろしく願いいたします。

今回はこれで終わりにさせていただきまして、その他について何かありますか。

【山口生涯学習推進課長】 資料についての説明が長くなって、意見交換の時間が短くなってしまいました。また、資料がぎりぎりの提出になってしまって、申し訳ありません。ただ、我々もこの資料を職員もかなり必死になって作ってまいりました。読んでいただくと詳しく書いてあると思いますので、ぜひ読んでいただいて、分からないければ電話いただいて、御意見を頂戴できればと思います。

【事務局】 まだ半年近く残っているところではありますが、今期の社会教育委員会議、また各専門部会の委員の皆様は、4月30日までとなっております。これに伴いまして、次期の市民委員の応募をこの時期からかけていかなければいけないということで、この場を借りて御案内させていただきたいと思っております。先ほど秋元委員のほうから御指摘いただいたものでございますが、川崎市の社会教育に関する市民委員を募集しますというチラシを配らせて、またお送りさせていただいたところがございます。こちらのチラシやホームページ等で、また市政だよりの1月号でも掲載してまいりますので、ぜひ御確認いただければと思っております。

また、先ほど秋元委員のほうからいただきました、お名前等が公開になりますよといった部分につきましては、ホームページのほうには御記載のほうはこれからしていきたいなと思っておりますが、チラシについては配架がもう済んでおりまして、今からできるフォローアップということで、ホームページ等でやっていければと思っております。なお、お名前の公開については、川崎市の審議会等の規則のほうに明記はしておりますので、そちらのほうで酌み取っていただけたらなと思っております。

【中村議長】 では、その他は以上にして、事務局にお返しいたします。

【事務局】 事務連絡がいくつかございます。次回の第7回定例会につきましては、2月下旬に開催する予定でございます。また後日、日程調整の通知のほうをさせていただきますので、どうぞ御協力のほうをお願いしたいと思います。次回の開催につきましては、市民自主学級、市民自主企画事業の選定評価についての御承認をいただくような場になっておりますので、専門部会が全て終わった後に実施となります。今の予定では2月26日から3月1日辺りが候補日となっております。

また、先ほど議長のほうからもおっしゃっていただいたところですが、本日の報告事項について、特に恐らく指定管理制度導入に向けた検討状況について、この場でなかなか出しづらかった部分、また時間の制限の中で出せなかった部分は、大変恐縮ながら

こちらの用紙のほうでまた事務局に送付いただければと存じます。また事務局のほうで整理をさせていただいて、次回の2月のときにお示ししてまいりたいと考えてございます。なお、今日のお配りしている意見書につきましては、パブリックコメントの意見書と社会教育委員会議の意見書と、様式が2種類ありますので、どうぞお間違えのないようお願いしたいと思います。パブリックコメントのほうにつきましては、制度に基づきまして届出先がまた別になりますので、また後ほど御確認いただければと思っております。事務連絡事項は以上でございます。

大変長い時間かかってしまいまして、誠に申し訳ございません。10分過ぎているところではございますが、以上をもちまして終了とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。